

「100組のご夫婦がいれば、100通りの離婚協議書が出来ます。」

第1条 (前文)

離婚届についてこの部分の表記については、任意です。当事務所へご依頼されている方の多くは、協議離婚後に金銭を受け取る方が、離婚届の提出をすると選択されています。離婚後の生活をじっくり考えて欲しいと思います。

第2条 (親権者)

親権者の決定は、お子様の成長に大きな影響を与える為、お子様のことを1番に考えて決定して下さい。

第3条 (養育費)

参考程度ですが、養育費算定表を用いて具体的な金額をご相談時にお伝えします。給料日の5日後に設定されると、手続きに余裕が持てるのではないのでしょうか。養育費の支払い日は、ご夫婦でよく話し合っただけで決定して下さい。養育費の受取は、お子様の名義にすることをお勧めしております。養育費は、お子様の成長に欠かせないお金となるので、離婚協議書や公正証書といった書面に残すことをお勧め致します。書面に残すことで、離婚しても、親としての自覚を持ってもらいましょう。お子様が大人になる為のお金ということを忘れないで下さい。

第4条 (面会交流)

面会交流はお子様の成長の為のもの、面会交流が実現出来ている場合は、養育費の支払いも安定しているようです。

第5条 (慰謝料)

現実的な慰謝料額を決定することが、トラブル防止に繋がります。・ 相手方の不貞行為 (不倫や浮気) ・ 相手方からのDV上記の場合は、慰謝料の請求は可能となります。一方、協議離婚の原因が性格の不一致の場合は、請求出来ません。但し、それでも、相手方が支払うと言った場合は可能となります。

第6条 (財産分与)

清算的財産分与・扶養的財産分与・慰謝料的財産分与について、検討する。

第7条 (年金分割)

①年金分割を出来るかどうか確認する ②年金事務所又は共済組合に情報通知書の請求 ③情報通知書をもとに、年金分割の按分割合を決定 ④公正証書の作成 ⑤離婚届の提出 ⑥年金分割の手続き ⑦年金分割手続きの完了

注)平成20年3月31日までは、協議分割、その後は2分の1分割、「相手方の承諾不要」(3号分割)

第8条 (通知義務)

通知義務の内容について 通知義務の内容として、住所・勤務先・連絡先の3点については、大切な条項となります。養育費等の不払いが起きた場合、相手方の住所や連絡先が必要となります。上記3点以外にも、相手方が再婚した場合に伝えるといった再婚通知義務を、ご希望される方もいらっしゃいます。

通知義務の期限について 離婚後のトラブルを防ぐ為にも〇日以内と、具体的な数字を入れるようにして下さい。

注)通知義務の期限と同時に、知らせる方法も記載しておくべきです。確実に把握出来る書面(住民票)等で伝える方法を選択するべきです。

第9条 (清算条項)

清算条項について 離婚協議書や公正証書を作成するのは、離婚後のトラブルを防止する為です。養育費等の金銭の支払者の方は、メリットが感じられない為、このような書面を作ることに抵抗を持たれます。この清算条項には、金銭の支払者の方にとってメリットがあります。例えば、財産分与で100万円を支払うと取り決めた場合、この清算条項が記載されていることによって、離婚後、やっぱり150万円支払ってと言われることがなくなります。つまり、清算条項とは離婚後の追加請求を防ぐ為のものとなります。注)養育費については、清算条項が適用されないで注意が必要です。

第10条 (裁判管轄)

裁判管轄について 裁判管轄とは、離婚後に紛争が起きた場合の管轄裁判所を、事前に決めておくことです。双方の住所地が、離れてしまった場合の不便さを想定して記載します。当見本では、〇〇裁判所と記載しておりますが、当事務所では、養育費等の支払いを受ける側(債権者)の住所地を裁判管轄とすることを、お勧めしております。

行政書士 もとむら法務事務所

〒661-0012 兵庫県尼崎市南塚口町2-1-2 塚口さんさんタウン2番館-2F

☎ 06-6439-6311

携帯 090-7487-7331